

「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」 の一部改正（案）について

1 条例の目的

この条例は、ポイ捨ての防止、飼い犬のふん放置の防止、歩行喫煙の防止及び喫煙制限区域内での喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることにより、きれいで、安全で、快適な生活環境を確保し、戸田市にかかわるすべての人に愛されるようなきれいなまちを実現することを目的としています。

2 条例改正の内容

この条例では、市内JR3駅の駅前を喫煙制限区域に指定し、喫煙を禁止しております（市が指定した喫煙所を除く）。今回の改正においては、規定に違反したものに対し、原則として指導等を行い、命令に従わない者には、1万円以下の過料（具体的な金額については施行規則で定める）を科すことを新たに定めるものです。

3 改正に至る経緯と趣旨

本市では平成20年6月1日に「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」を施行し、市内の環境美化と快適な生活環境の確保を図ってまいりました。この条例においては、市内での歩行喫煙を禁止するとともに、市内JR3駅の駅前を喫煙制限区域に指定し、区域内での喫煙を禁止しております。

平成20年6月の条例施行の際には、違反者への罰則の制定についても検討いたしましたが、条例制定当初から罰則を設けるのではなく、制定後の状況により罰則を規定しても遅くないと考えました。このことから、まずは市民等のモラルに訴えかけるため、毎年ポイ捨てマナーアップキャンペーン等を実施し、市民等の喫煙マナーの意識の向上に関する周知・啓発に努めてまいりました。

条例施行から11年が経過し、喫煙制限区域における喫煙の禁止については、多くの市民等がルールを守っている中で、残念なことにルールを守れていない方も見受けられます。また、望まない受動喫煙をなくすことを目的とした改正健康増進法が令和2年4月に全面施行されますが、人の往来が多い駅前においても、非喫煙者の健康を守り、喫煙行為による危険を防止する必要があります。このことから、条例の実効性を高めるため、原則として指導、勧告、命令を行ったうえで、命令に従わない者に対して過料を科すこととし、市内の生活環境の更なる向上を目指してまいります。

4 制定の時期

令和2年3月定例会市議会に条例案を上程します。施行日は令和2年10月1日を予定しております。

【喫煙制限区域】

●：喫煙場所

